

## 青森市導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ① 人口構造

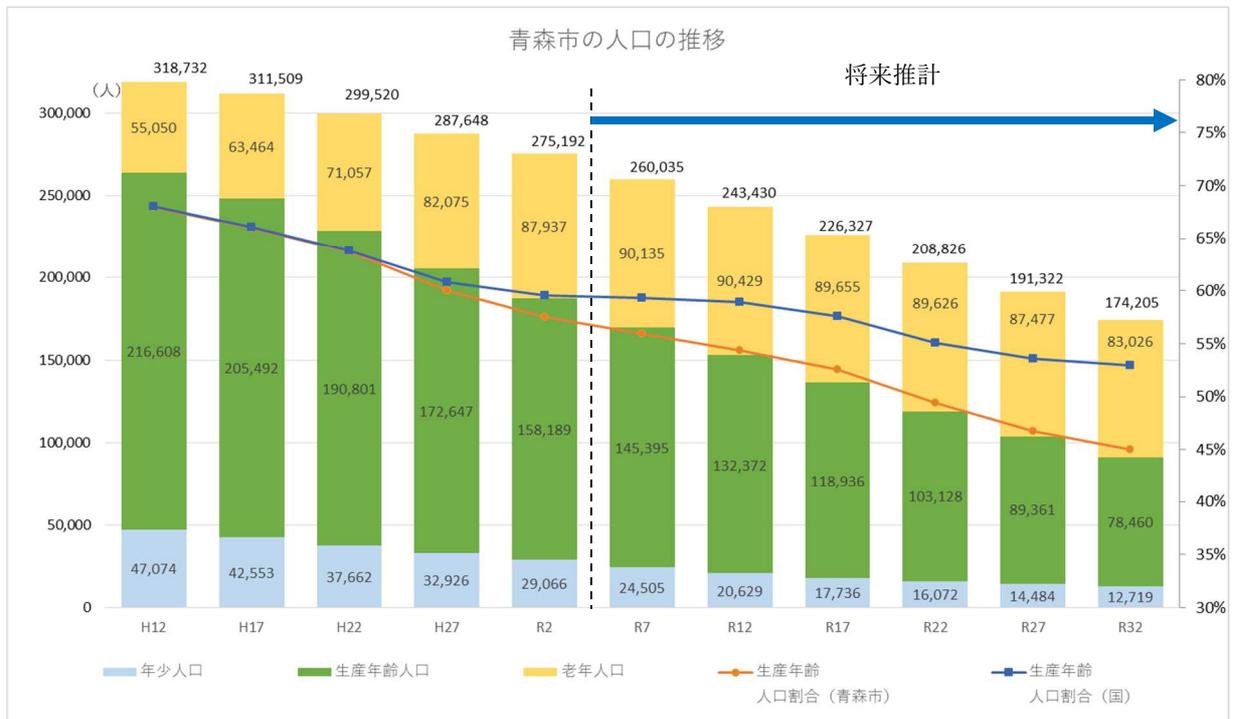
本市の人口は、平成 12 年の約 31 万 9,000 人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口によると、令和 32 年には約 17 万 4,000 人まで減少すると見込まれている。

年齢別人口の割合をみると、令和 22 年には、15 歳未満の年少人口が約 1 万 6,000 人 (7.7%)、15～64 歳の生産年齢人口が約 10 万 3,000 人 (49.4%)、65 歳以上の老年人口が約 9 万人 (42.9%) となり、令和 32 年には、年少人口が約 1 万 3,000 人 (7.3%)、生産年齢人口が約 7 万 8,000 人 (45.0%)、老年人口が約 8 万 3,000 人 (47.7%) と、生産年齢人口が 50% を下回り、ますます高齢化が進展すると見込まれている。

また、本市と全国の生産年齢人口の割合を比較すると、平成 27 年まではほとんど差がないものの、その後は本市の生産年齢人口の減少が進み、全国の割合との格差が年々拡大すると見込まれている。

このように、本市では、人口の急速な減少と高齢化による労働力不足が大きく懸念されている。

【図 1】 青森市の推計人口及び全国の生産年齢人口割合

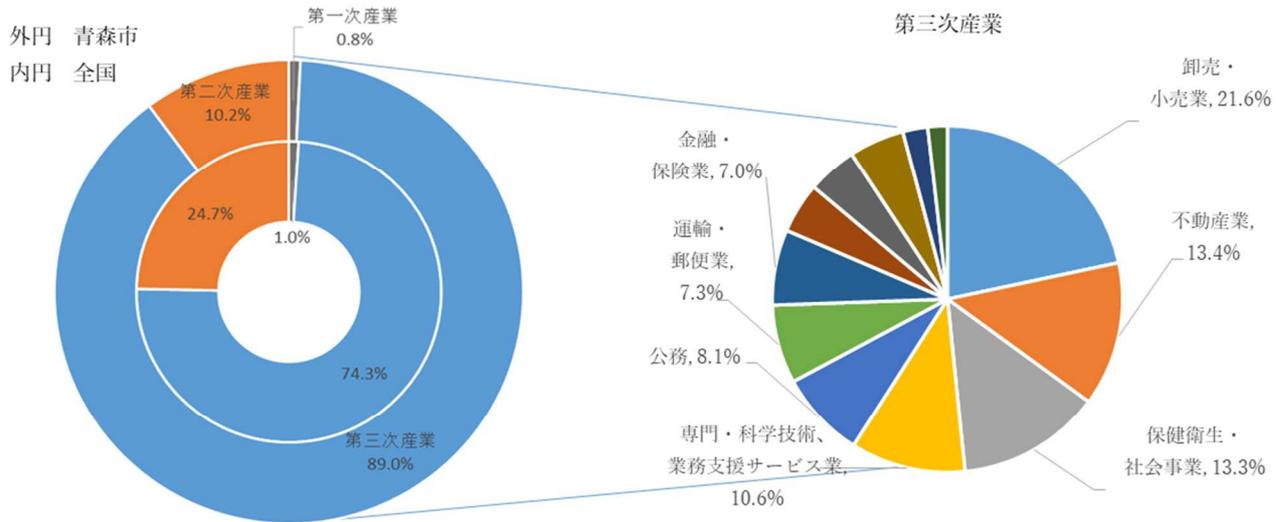


資料) 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」(令和 5 (2023) 年推計) 再編

## ② 産業構造

本市の総生産の構成比は、第一次産業が産業全体の0.8%（全国1.0%）、第二次産業が10.2%（全国24.7%）、第三次産業が89.0%（全国74.3%）となっており、全国と比較して第三次産業の割合が高く、内訳としては、「卸売・小売業」（21.6%）、「不動産業」（13.4%）の順となっている。

【図2】 総生産構成比（令和4年）

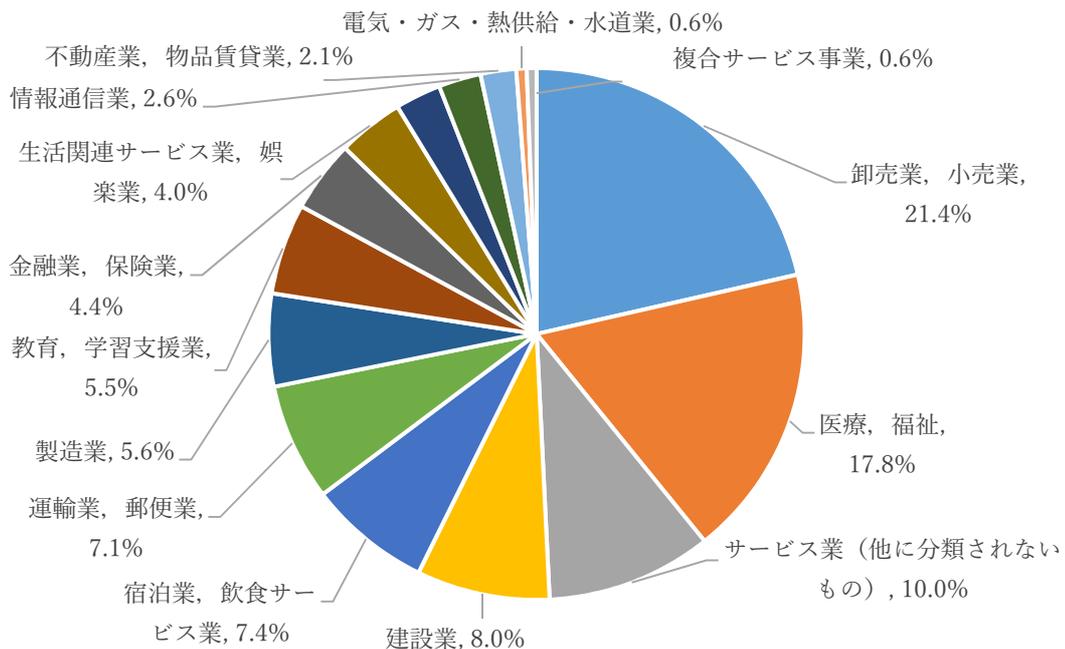


資料) 令和4年 国民経済計算

令和4年市町村民経済計算（青森県）

また、従業者数の構成比は、公務を除くと、「卸売業、小売業」（21.4%）、「医療、福祉」（17.8%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（10.0%）の順となっており、この3業種が全体の約半数を占めている。

【図3】 従業者構成比（令和3年）



資料) 令和3年 経済センサス-活動調査

さらに、労働生産性については、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2,115万円）、「情報通信業」（616万円）、「建設業」（520万円）の順となっているが、全国を上回っているのは、「生活関連サービス業、娯楽業」（全国比108.6%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（107.5%）及び「農林水産業」（103.0%）のみで、それ以外の業種は全て全国を下回っている。

1事業所当たりの付加価値額については、「電気・ガス・熱供給・水道業」（4億3,367万円）、「情報通信業」（1億4,972万円）、「運輸業、郵便業」（8,644万円）の順となっており、全て全国を下回っている。

1事業所当たりの従業員数については、「情報通信業」（24.3人）、「運輸業、郵便業」（24.2人）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（20.5人）の順となっているが、全国を上回っているのは、「建設業」（全国比111.4%）のみで、それ以外の業種は全て全国を下回っている。

【表1】 労働生産性及び1事業所当たりの付加価値額、1事業所当たりの従業員数（令和3年）

日本標準産業分類 (大分類)	労働生産性 (万円)			1事業所当たりの付加価値額 (万円)			1事業所当たりの従業員数 (人)		
	全国	青森市	全国比	全国	青森市	全国比	全国	青森市	全国比
農林漁業	271	279	103.0%	2,954	2,597	87.9%	10.9	9.3	85.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	1,689	-	-	18,745	-	-	11.1	9.0	81.1%
建設業	645	520	80.6%	5,096	4,574	89.8%	7.9	8.8	111.4%
製造業	602	382	63.5%	14,035	7,454	53.1%	23.3	19.5	83.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	1,967	2,115	107.5%	44,065	43,367	98.4%	22.4	20.5	91.5%
情報通信業	1,003	616	61.4%	28,688	14,972	52.2%	28.6	24.3	85.0%
運輸業、郵便業	401	357	89.0%	10,593	8,644	81.6%	26.4	24.2	91.7%
卸売業、小売業	483	419	86.7%	4,689	3,393	72.4%	9.7	8.1	83.5%
金融業、保険業	1,201	-	-	22,577	-	-	18.8	17.5	93.1%
不動産業、物品賃貸業	775	463	59.7%	3,410	1,389	40.7%	4.4	3.0	68.2%
学術研究、専門・技術サービス業	1,057	511	48.4%	9,410	2,864	30.4%	8.9	5.6	62.9%
宿泊業、飲食サービス業	156	154	98.5%	1,235	985	79.8%	7.9	6.4	81.0%
生活関連サービス業、娯楽業	252	274	108.6%	1,261	1,096	86.9%	5.0	4.0	80.0%
教育、学習支援業	374	347	92.7%	4,755	3,158	66.4%	12.7	9.1	71.7%
医療、福祉	919	404	43.9%	16,729	6,541	39.1%	18.2	16.2	89.0%
複合サービス事業	550	505	91.9%	7,483	5,863	78.4%	13.6	11.6	85.3%
サービス業（他に分類されないもの）	403	320	79.5%	5,602	4,131	73.7%	13.9	12.9	92.8%
全産業	597	424	71.0%	6,985	4,026	57.6%	11.7	9.5	81.2%

資料) 令和3年 経済センサス-活動調査 (再編加工)

これらの労働生産性及び付加価値額のデータを基に、全産業平均を1として係数化した特化係数を算出し、本市と全国を比較すると、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「複合サービス事業」などが本市の特化係数が高く、「医療、福祉」、「学術研究、専門・技術サービス業」などが低くなっている。

【表2】 労働生産性及び1事業所当たりの付加価値額の特化係数比較

日本標準産業分類 (大分類)	全国の全産業平均に対する 特化係数 (全産業平均=1)		市の全産業平均に対する 特化係数 (全産業平均=1)			
	労働生産性	1事業所当たりの 付加価値額	労働生産性	全国との比較	1事業所当たりの 付加価値額	全国との比較
農林漁業	0.45	0.42	0.66	0.20	0.65	0.22
鉱業、採石業、砂利採取業	2.83	2.68	-	-	-	-
建設業	1.08	0.73	1.23	0.15	1.14	0.41
製造業	1.01	2.01	0.90	-0.11	1.85	-0.16
電気・ガス・熱供給・水道業	3.30	6.31	4.99	1.70	10.77	4.46
情報通信業	1.68	4.11	1.45	-0.23	3.72	-0.39
運輸業、郵便業	0.67	1.52	0.84	0.17	2.15	0.63
卸売業、小売業	0.81	0.67	0.99	0.18	0.84	0.17
金融業、保険業	2.01	3.23	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	1.30	0.49	1.09	-0.21	0.35	-0.14
学術研究、専門・技術サービス業	1.77	1.35	1.21	-0.56	0.71	-0.64
宿泊業、飲食サービス業	0.26	0.18	0.36	0.10	0.24	0.07
生活関連サービス業、娯楽業	0.42	0.18	0.65	0.22	0.27	0.09
教育、学習支援業	0.63	0.68	0.82	0.19	0.78	0.10
医療、福祉	1.54	2.39	0.95	-0.59	1.62	-0.77
複合サービス事業	0.92	1.07	1.19	0.27	1.46	0.38
サービス業（他に分類されないもの）	0.68	0.80	0.76	0.08	1.03	0.22

※「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「金融業、保険業」はデータなしのため「-」としている。

■ は全国と比較して特化係数が高い業種

■ は全国と比較して特化係数が低い業種

※労働生産性又は1事業所当たりの付加価値額の全国との比較が0.2未満のものを除く

資料) 令和3年 経済センサス-活動調査 (再編加工)

### ③ 中小企業者の実態

本市においては、人口減少と高齢化の進展に起因する生産年齢人口の急激な減少に伴う労働力不足に加え、労働生産性や付加価値額が全国と比較して低い中小企業者が多いことから、将来的に企業活動の縮小に伴う地域経済の衰退が懸念される。

こうした状況を踏まえ、域内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、労働力不足を解消しつつ、いかにして企業の競争力の維持及び強化を図っていくかが課題である。

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで生産性向上や経営基盤の強化を図り、市民所得の向上や雇用の促進など地域経済の活性化を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目指す。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した市内事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、全体として労働生産性や付加価値額が低く、1事業所当たりの従業員数も全国と比較して少ない状況にある一方で、中小企業・小規模事業者が本市の経済を支えている現状に鑑み、先端設備等の導入を促し、事業者の生産性向上の実現を早急に図るため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本計画の対象となる様々な産業の活動や新たな設備投資は、一部地域だけに限定されないため、より設備投資を行いやすい環境を整え、広く域内の事業者の生産性向上を実現する観点から、市内全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸売業、小売業、サービス業、農業など多岐にわたり、多様な業種が本市の経済、雇用を支えていることを踏まえ、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、対象となる事業については、DXの推進などによる業務プロセスの効率化や新商品の開発、GXの推進などによる省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進等、生産性向上や賃上げに向けた事業者の取組は多様であることから、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年7月6日から令和9年7月5日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

中小企業者が作成する先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取組や、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 納税の円滑化及び公平性に配慮し、市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。